

お知らせ
information
インフォメーション

まちづくりに対する疑問、ご意見をお寄せください。
 住民企画課企画係 14番窓口 ☎ 77-8374
 FAX 76-2976

お知らせ

転出・転入される方は届け出が必要

毎年、3月や4月は進学、就職などで転出・転入が多くなる時期です。住所を移される方は、届け出が必要になります。虚偽の届け出防止のため、すべての届け出について、届出人の本人確認を行っています。ご協力をお願いします。

軽自動車の抹消・移転登録は3月31日まで

軽自動車税種別割は、毎年4月1日現在で町内に登録されている、軽自動車・二輪・原付自転車・小型特殊自動車等をお持ちの方に納めていただく町税です。対象の車を廃車・売買・譲渡等により所有しなくなった場合は、抹消・移転の登録をお願いします。原付自転車・小型特殊自動車は津別町役場税務収納係(10番窓口)で、軽自動車は北見地区軽自動車協会、二輪は運輸支局での手続きとなります。令和5年3月31日までに抹消または移転の登録がされない場合、令和5年度の軽自動車税種別割が課税されますのでご注意ください。

自動車税種別割の住所変更をお忘れなく

自動車税種別割は、4月1日現在の登録に基づいて課税

転出について

役場で転出の届け出をし、証明書をお受け取りください。

《転出届に必要なもの》

- ▼印鑑
- ▼印鑑登録証(転出する方)
- ▼保険証(国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険医療の加入者)
- ▼医療費受給者証(子ども医療費受給者証など)
- ▼障がい者手帳
- ▼マイナンバーカード

転入について

《転入届に必要なもの》

- ▼転出証明書(転入前の住所地の市町村役場等で発行されたもの)
- ▼印鑑
- ▼障がい者手帳
- ▼マイナンバーカード
- ▼戸籍年金係8番窓口

水道の届け出について

転出・転入や町内転居の際は、必ず水道の届け出をしてください。また、1か月以上家を留守にする場合、事前に給水停止手続きを行うことで、留守の間は水道料金がかりません。

水道の届け出先

水道係21番窓口
 ☎ 77-8389

される税金です。次の場合は運輸支局で登録手続きが必要です。

- ▼住所が変わったとき(変更登録)
 - ▼自動車を売買したとき(移転登録)
 - ▼自動車を使わなくなったとき(抹消登録)
- ※令和5年度の自動車税種別割納税通知書を確認にお届けするために、3月中に手続きをお願いします。

変更登録が間に合わないときは、札幌道税事務所自動車税部にご連絡いただくか、道税ホームページから自動車税種別割の住所変更手続きをしてください。

道税ホームページ

http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zhm/address/index.htm
 札幌道税事務所自動車税部
 ☎ 011-746-1190
 (自動音声でご案内します)

『ランプの宿森つべつ』町民入浴優待券令和5年度分の郵送について

毎年交付している『ランプの宿 森つべつ』町民入浴優待券について、令和5年度分

旧優生保護法に関する一時金支給について

旧優生保護法のもとで子どもができなくなる手術を受けた方は、一時金320万円の支給を受けることができます。

一時金の請求を希望される方は、旧優生保護法に関する相談支援センターにご連絡ください。

相談支援センター

☎ 0120-0311-711
 (通話料無料)

受付時間

午前8時45分～午後5時30分
 (土日祝日・年末年始除く)

郵送先(住所不要)

〒060-8588
 北海道保健福祉部子ども子育て支援課相談室内

も世帯ごとに郵送します。3月末から順次発送予定です。ぜひご利用ください。

対象者

4歳以上の町民(3歳以下は無料です)
 ※年度内に4歳になるお子様の分も郵送します。

優待内容

優待券の利用で、大人通常入浴料600円が**300円**、子ども通常入浴料250円が**100円**となります。

優待券の枚数

1人5枚(1シート)
 優待券のデザインについて
 令和5年度の町民入浴優待券のデザインは以前までのものと異なり、次のデザインになります。

問い合わせ先

商工観光係19番窓口
 ☎ 77-8388

町民入浴優待券新デザイン

**** 中学生以上用
 町民入浴優待券
 おとな券

**** 4歳~小学生用
 町民入浴優待券
 子ども券

交通安全情報

住民環境係
 12番窓口
 ☎ 77-8377

万全の状態での運転を!

今年度も残りひと月となりました。これから少しずつ気温が上がっていきますが、路面の凍結にはまだまだ注意が必要です。早めのブレーキを怠らず、時間と心に余裕を持った運転を心がけてください。警視庁の統計では、3月を1年を通して交通事故が多く発生する月というデータが出ています。3月は年度末による忙しさから、疲労の蓄積・睡眠不足の状態での運転による漫然運転が増えるとのことです。加えて引越シーズンに伴い、人によっては車での移動距離が増える方もいるかと思えます。

体が疲れた状態での運転は、交通事故の発生率を引き上げることになるので、運転する前には自分の体調(疲労感や眠気)を確認し、万全の状態での運転をすることで未然に交通事故を防ぎましょう。

融雪期の事故防止

●冰雪落下による事故に注意
 屋根からの冰雪落下による事故が発生する時期です。冰雪が屋根からせり出している軒下などは、危険ですので近づかないようにしましょう。

●複数による安全を確保した冰雪下ろし
 屋根の冰雪下ろし中に、はしごや屋根から転落する事故が発生する危険があります。作業をするときは、補助者を置くなど複数で行うようにしましょう。また、命綱や安全帯を装着するなど万全の準備をし、自身の安全を確保しましょう。

美幌と津別の防犯協会と美幌警察署からの情報を掲載しています。内容については、各防犯協会または警察署にお問い合わせください。

消費生活相談 Q & A

フリマサービスのトラブルに注意!

商工観光係
 19番窓口
 ☎ 77-8388

Q ネットのフリマアプリで、探していたクッションカメラを見つけた。購入する際の条件として、商品受け取り前の出品者評価を求められた。どうしても商品が欲しかったため、出品者を信用して受け取り前の評価に応じたのに商品が届かない。

A フリマサービスでは、買主が商品を受け取り、出品者を「評価」することで出品者に代金が支払われます。評価してサービス上での取引が完了してしまうと、トラブルが起きてもフリマサービス運営事業者の補償サービスやサポートを受けられないことがあります。届いた商品の状態をよく確認してから評価しましょう。

フリマサービスの取引は、売主と買主の個人間取引です。トラブルが起きた場合は、基本的には当事者間の解決を求められます。利用の際は規約や初心者ガイドなどで取引ルールやトラブル発生時の対応等についてしっかり確認しましょう。

美幌町消費生活センター

☎・FAX 72-0366
 月～金曜日(祝祭日を除く)
 午前10時～午後4時

津別町消費生活トラブル2022 事例編

津別町消費生活トラブル2022 成人年齢引き下げ編

*10ページ「食善食語クイズ」の答えは「①人参」でした。